

区自治協議会の見直しについて

1 背景

- 区自治協議会は、平成29年4月に設立から10周年の節目を迎える。
- 区自治協議会には、地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行う協働の要としての役割があり、今後も区自治協議会と地域団体等が連携・情報共有を深めていくことが求められている。
- また、福祉や教育など専門的な知識を有する地域人材からこれまで以上に関わっていただくことで、区自治協議会の活性化、地域の課題解決につながると考えている。

2 項目及び改正案（区自治協議会運営指針（要綱））

項目	改正案	現行	理由
(1) 専門的な地域人材の参加について	<p>第2号委員（公共的団体等）の例示 商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、土地改良区、観光協会、老人クラブ、PTA、NPO、ボランティア団体、区支え合いのしくみづくり会議、区社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、地区青少年育成協議会、大学 等</p> <p>第3号委員（学識経験者）の例示 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家 等</p>	<p>第2号委員（公共的団体等）の例示 商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、土地改良区、観光協会、老人クラブ、PTA、NPO、ボランティア団体等</p> <p>第3号委員（学識経験者）の例示 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、児童民生委員、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉、教育など専門的な知識を有する地域人材からこれまで以上に関わっていただきたいので、左記のとおり、第2号委員等の例示について追加・整理を行う。
(2) 公募委員数（下限値撤廃）	<ul style="list-style-type: none"> 公募による者は必ず選任するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募による者は必ず選任するものとし、総委員数の10%以上を選任するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の改正と関連して、公募委員の定数を区の実情にあわせて柔軟に決められるよう見直しを行う。

3 委員再任の運用明確化について

- 選出団体や委員資格が異なる場合は、これまでの在任期間を考慮せず、それぞれの委員資格で規定される範囲内で再任（4期目以降は団体からの選出者のみ）を可能とする。
 （下記はその一例）

期	1		2		3		4		5	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
委員資格	第1号		第1号		第1号		第2号		第2号	

4 スケジュール（案）

- 平成28年11月上旬：区自治協議会運営指針改正
 - 平成28年11月中旬以降：次期改選に向けた推薦会議スタート
 - 平成29年4月：委員改選
- ※ 平成29年度以降：検討委員会を立ち上げる予定（区自治協議会のあり方、委員構成、委員任期等の一体的な検討を行う）